

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による交通事業者への支援策

1 現状（支援理由）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛や学校の休校中といえど、公共交通（路線バス・タクシー）は、社会及び市民生活の安定維持のため、運行の継続が求められる特別な事情がある分野である。

現在、各交通事業者においては、必要経費に対して利用者（収入）が全く追いつかず、過去に類を見ない規模で急速に経営が悪化しており、今後の事業運営に支障をきたす可能性が高い状況下に置かれている。

2 補助金の趣旨・目的

市内を走る公共交通（路線バス・タクシー）事業者に対し、今後の事業運行の継続を支援するため、補助金を交付するもの。

3 対象事業者

市内を通行する路線バス事業者及びタクシー事業者

4 交付の条件

- (1) 県バス協会、県タクシー協会、県個人タクシー連合会のいずれかに加入をしていること。
- (2) 当市と「伊豆の国市バス・鉄道利用券」又は「伊豆の国市タクシー初乗り券」のいずれかの契約を締結していること。
- (3) 一般乗車旅客運送事業の申請において、福祉輸送サービスを行うことを条件とした審査基準による審査を受けていないこと。

5 補助金額

- (1) 路線バス事業者：基本額 50 万円
加算額（市内を 1 日に運行する車両 1 台につき 5 万円）
上限 150 万円
- (2) タクシー事業者：基本額 10 万円
加算額（市内に営業所等があり、配置車両が 30 台未満は 20 万円、
市内に営業所等があり、配置車両が 30 台以上は 40 万円）

6 予算額

450 万円（令和 2 年 7 月臨時議会にて可決）